

## Public CbCRをはじめとした税務情報開示への対応サポート

### 税務情報開示の必要性

欧州では、2021年12月1日の欧州連合官報において国別報告書（Country-by-Country Reporting：以下「CbCR」）の開示に関するEU指令（以下「本指令」）が公表されており、EU加盟国は2023年6月22日までに本指令を国内法に導入することとなっています。これは欧州の法令ではありますが、欧州に子会社を構える日系企業グループにおいても一定の基準を満たす場合には、OECD勧告により現在税務当局に提出しているCbCRとほぼ重複する内容を広く一般大衆に向けてウェブサイト上で公表する必要があり、税務情報の開示は避けられない潮流となってきています。

加えて、近年、ESG（環境・社会・ガバナンス）経営が企業にとって重大な関心事である中、税務もESG経営における重要なトピックのひとつとして挙げられています。GRI（Global Reporting Initiative）を始めとするESG格付け機関は企業価値の評価において税務戦略や国別納税額等の情報開示をスタンダード項目として公表しており、また、国境炭素税等、ESGの観点から課される新たな税金も誕生している中、企業が税務項目を開示する際には、投資家や一般消費者への訴求のためにも十分な検討や戦略が必要です。

### 税務情報開示に係る潮流



### （参考）Public CbCRの概要

<p><b>Public CbCRとは</b></p> <p>EU指令により、法人税に関する情報の一般公開が義務付けられる</p>	<p><b>EUでの活動</b></p> <p>EU多国籍企業またはEU内に1つ以上の大規模または中規模の事業体、もしくは同等の支店を有するを有するEU域外の多国籍企業</p>	<p><b>7億5,000万ユーロ超の連結収益</b></p> <p>2期連続で7億5,000万ユーロ超の連結グループまたはEU事業体／支店の収益</p>
<p><b>データ収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EU加盟国ごとおよびリストに掲載された税務面で非協力的である国または地域ごとの内訳</li> <li>それ以外の国または地域については、集約されたデータ</li> </ul>	<p><b>開示内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動の性質</li> <li>従業員数</li> <li>純売上高</li> <li>税引前利益</li> <li>未払法人税等</li> <li>法人税等の納付額</li> <li>利益剰余金 など</li> </ul>	<p><b>開示の延期</b></p> <p>営業上の立場への不利益を考慮し、特定の情報開示につき5年間の延期が認められる可能性あり</p> <p>（正当な理由を報告書に明示する必要あり）</p>

## 企業の課題と要対応事項

税務情報の開示に際しては、制度の理解のみならず、開示のための社内体制や情報収集の方法、開示により生じる税務リスク、事業リスク等、さまざまな場面で多くの課題が想定されます。

これら課題に対する企業の対応事項として、Public CbCR等の開示が必須である制度の内容を把握した上で、顧客、投資家、ESG格付け機関の基準や税務当局等の要求事項を整理するとともに、法人税以外の税目も含めどのような開示が企業にとって最適かを検討し、開示方針を決定する必要があります。

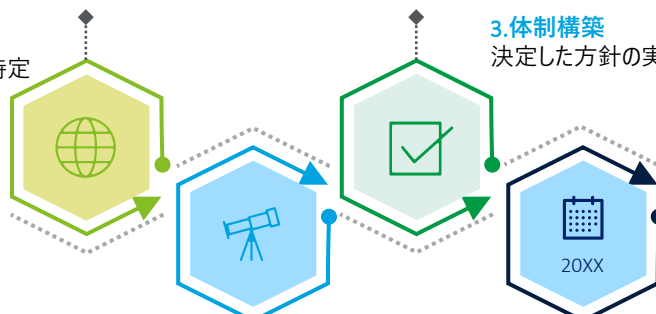
## 税務情報開示に係る提供サービス

デロイト トーマツ 税理士法人では、開示方針の検討から実際の情報収集オペレーションの構築、モニタリングまで、他社事例を踏まえたEnd-to-Endのサポートが可能です。

### —— 開示に向けた対応ステップ ——

#### 1. 現状把握

開示に係る社内外状況の調査・  
情報収集方法の確認・リスクの特定



#### 2. 構想策定

現状をふまえた開示方針の決定  
情報収集オペレーション体制・リスク管理方針の決定

#### 3. 体制構築

決定した方針の実務オペレーションへの落とし込み

#### 4. モニタリング

構築した体制の運用後モニタリング  
法令改正・オペレーション不備があれば適宜修正

## 専門家の紹介



程 雪 / Yuki Tei  
Transfer Pricing  
パートナー



三浦 正暁 / Masaaki Miura  
G3サービス  
パートナー



辻浦 貴史 / Takashi Tsujiura  
Tax Technology Consulting  
シニアマネジャー

## デロイト トーマツ 税理士法人

Tel 03-6213-3800 (代)

email [tax.cs@tohmatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatsu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

ESG経営実践のための税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax/esg-management](http://www.deloitte.com/jp/tax/esg-management)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社 トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して"デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数指します。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課したまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ベンガール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性及び完全性に関して、いかなる表明、保証または確約 (明示・黙示を問いません) をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301